

戦没者のご遺族のみなさまへ

第10回 特別弔慰金が支給されます

戦後70年にあたる今年、第10回特別弔慰金として額面「25万円」、5年償還の記名国債が支給されます。
特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人、軍属および準軍属の方々に対し、国として弔慰の意を表すためにご遺族の方へ支給されるものです。

支給対象者

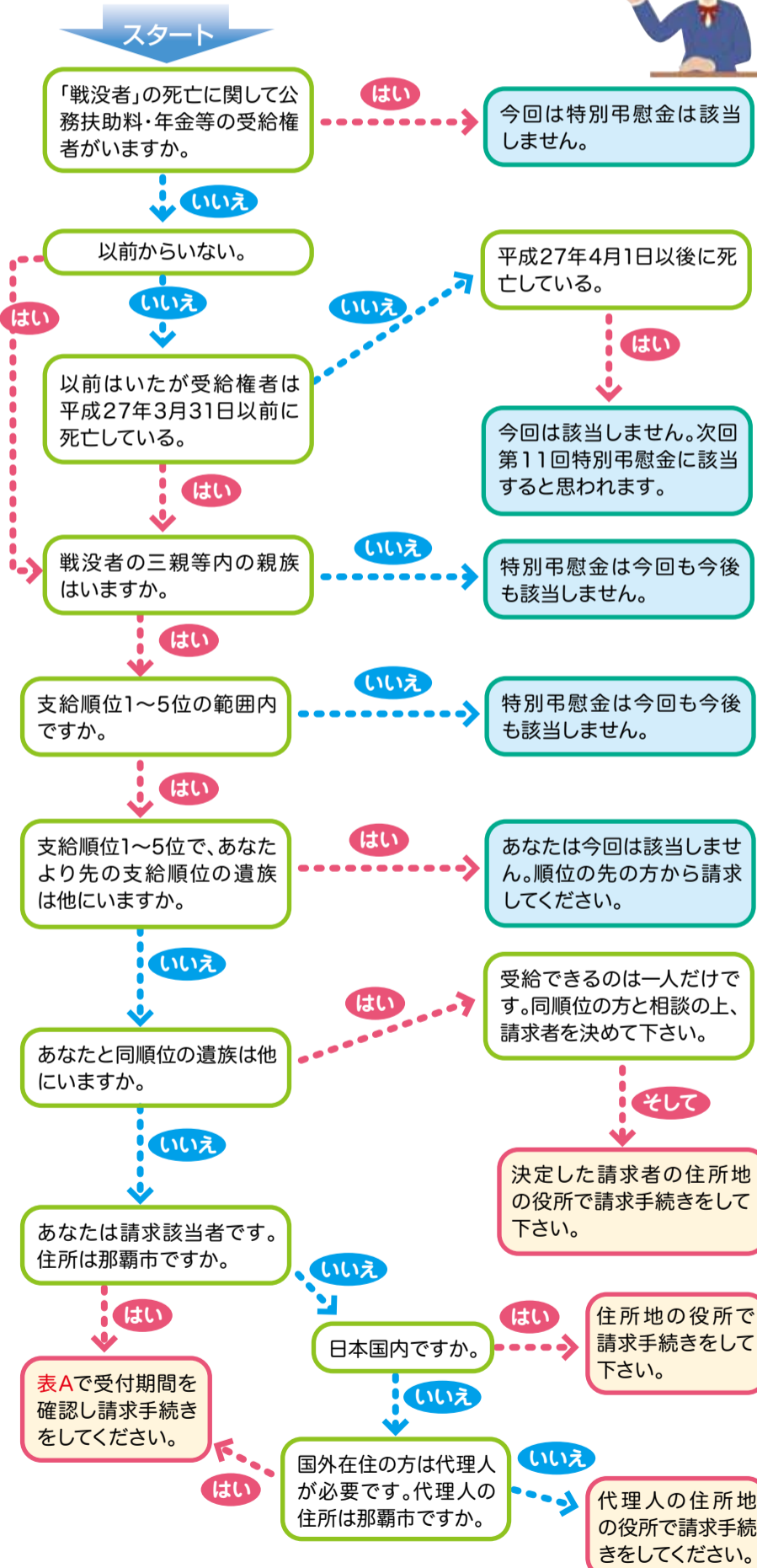
- 戦没者のご遺族の方で一定の要件に該当する方お一人に支給されます。(基準日平成27年4月1日において)
- 戦没者(元の軍人・軍属及び準軍属(戦闘参加者等)で、遺族に弔慰金が支給されている・または弔慰金を支給したとみなされている方)の死亡に関し、公務扶助料・援護年金等の受給権者がいないこと。
 - 三親等内の親族で、支給順位の最も先の順位者であること。
 - 日本国籍であること。

支給順位

- 1位 弔慰金の受給権者
- 2位 戦没者の子
- 3位 戦没者と死亡当時生計関係があり、戦没者と氏が同じである
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4位 3位以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5位 上記1位～4位以外のご遺族で、戦没者の死亡当時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族(甥、姪等)



第10回特別弔慰金の請求ができるのは?



請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

- 前回の特別弔慰金を那覇市で受給し、現在も那覇市にお住まいの方には受付の案内通知を送付しますので、「表A」で受付予定日、「表B」で提出書類等をご確認ください。
- 次の方は今回の請求には該当しません。
 - ★ 前回相続で受給した方
 - ★ 平成27年3月31日以前に死亡した方
 - ※受付には請求内容により時間を要します。また、混雑が予想されますので時間に余裕をもってお越しください。

表A 受付期間と受付地区 受付時間 午前9:00～11:30/午後1:00～4:00

| 期間番号 | 年月 | 受付期間 | 受付地区 |
|------|--------|---------------|--|
| 1 | H27年7月 | 1日(水)～15日(水) | 首里末吉町・首里平良町・長田・与儀 |
| 2 | | 16日(木)～31日(金) | 首里石嶺町 |
| 3 | 8月 | 3日(月)～14日(金) | 首里金城町・首里崎山町 |
| 4 | | 17日(月)～31日(月) | 首里赤平町・首里池端町・首里大中町・首里儀保町・首里寒川町・首里桃原町・首里真和志町・首里山川町 |
| 5 | 9月 | 1日(火)～11日(金) | 首里赤田町・首里久場川町・首里汀良町・首里当蔵町 |
| 6 | | 14日(月)～30日(水) | 首里大名町・首里鳥堀町 |
| 7 | 10月 | 1日(木)～16日(金) | 曙・旭町・安謝・天久・港町・銘苅 |
| 8 | | 19日(月)～30日(金) | 泉崎・久茂地・楚辺・樋川 |
| 9 | 11月 | 2日(月)～13日(金) | 古波蔵・前島・松尾 |
| 10 | | 16日(月)～30日(月) | 上之屋・おもろまち・奥武山町・壺川・泊・牧志・松山・山下町 |
| 11 | 12月 | 1日(火)～11日(金) | 鏡原町・久米・高良・辻・西・東町・宮城・若狭 |
| 12 | | 14日(月)～28日(月) | 小禄・金城 |
| 13 | H28年1月 | 5日(火)～18日(月) | 赤嶺・宇栄原・具志 |
| 14 | | 19日(火)～29日(金) | 田原・繁多川・古島 |
| 15 | 2月 | 1日(月)～15日(月) | 国場・識名 |
| 16 | | 16日(火)～29日(月) | 松川・寄宮 |
| 17 | 3月 | 1日(火)～15日(火) | 安里・壺屋・三原 |
| 18 | | 16日(水)～31日(木) | 上間・大道・仲井真・真地・真嘉比・松島 |

表B 請求時の提出書類等 (平成27年4月1日以降の認証のもの)

| 請求者状況 | 書類等(下記) |
|---|-------------|
| 1 前回からの継続請求(前回相続で受給した方は含みません) | イ、オ、カ |
| 2 今回が初めての請求、又はこれまでも該当していたが、前回未請求で今回請求する場合 | ア、イ、ウ、エ、オ、カ |
| 書類 | |
| ア 戦没者と請求者の続柄を証する戸籍謄本(戦没者の死亡事項登載のもの) | |
| イ 請求者の戸籍抄本 | |
| ウ 請求者より先順位者がいないこと(死亡・国籍喪失等)を証する戸籍抄本 | |
| エ 年金等の受給者がいないこと(死亡・再婚・離婚等)を証する戸籍抄本 | |
| オ 同順位者がいるときはその同意書 | |
| カ 状況によりその他の書類 | |

※請求該当者が平成27年4月1日以降に死亡した場合、遺族が相続で請求できますので、相続人の住所地の役所で請求手続きをして下さい。

※①請求者が外国在住の場合、②請求権利者が平成27年4月1日以後死亡したため、相続人から請求する場合の提出書類等についてはお問い合わせください。